

ちくし 法律事務所

The guardians of Rights
2020 NEW YEAR NEWS



Space Keisuke Oba ©

「令和」新未来のかがやく道…」
ペーパースクリーン版画 大場 敬介



弁護士
稲村 晴夫
Haruo Inamura

の72期生です。私が31期生ですので、富永弁護士は私よりも41期後輩ということになります。改めて私が弁護士となって40年が経過したことを実感いたします。

私が弁護士になつた当時は、日本は高度成長期の真只中で、好景気が続き、法律事務所は多忙であつたものの、FAXもパソコンもありませんでした。サラ金からの借金について利息制限法に基づく充当計算を手計算で行つていたことを懐かしく思い出します。現在では、法律事務所においてもパソコンなしでの業務は考えられず、弁護士を取り巻く環境も仕事の仕方も大きく変わりました。

当事務所を二日市に創立してからも35年が経過しました。狭いアパートの二室を借りての出発でした。その後、所員が一丸となつて地域に根ざした法律事務所づくりを進め、今日、弁護士9名事務所11名の事務所に成長することができたのは、これまで当事務所を支えて下さつた多くの皆様のおかげと心から感謝しております。

令和の時代は、日本にとつても世界にとつても激動の時代となることが予想されます。私どもはそんな時代にあつても、「お客さんに寄り添い、地域の皆様と共に歩んでゆく」、地域事務所としての原点を忘れずに活動して参りたいと思つていきます。

本年もこれまでと変わらぬご支援ご指導をいただきますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとつて良い年でありますように。

昨年末、当事務所に9人目の弁護士として富永悠太弁護士が入所してくれました。富永弁護士は司法修習

寄稿

「公証制度」

身近な公証役場を目指して

筑紫公証役場

公証人 前田 幸保

Yoshihiro Maeda



新年明けましておめでとうございます。誌友の皆様にはお健やかに新春をお迎えのことと存じます。

私は、平成三〇年九月から筑紫公証役場で公証人に任命され業務を行っています。よろしく願います。

さて、昨年二月八日の福岡県宅地建物取引業協会筑紫支部の賀詞交換会において、稲村弁護士及び田中弁護士と同じテーブル席であったご縁から、ちくし法律事務所における「士業交流会」に参加させていただくこととなり、今回、「寄稿」への投稿となりました。

そこで、折角の機会ですので、公証制度に対する知名度がまだまだ高いとは言えないことから、誌友の皆様には「公証制度」を

ご紹介させていただきます。

我が国の「公証制度」は、明治十九年から始まりました。公証人は、法務大臣から任命された法律の専門家として、中立・公正な立場において、国の公務である公証事務を担い、国民の権利保護と私的紛争の予防の実現を使命としています。裁判所が事後救済という役割を担っているのに対し、公証人は、事前に紛争を予防するという予防司法の役割を負っているといえます。

その具体的な業務は、多岐にわたっており、公正証書の作成（遺言、任意後見契約、信託契約、離婚給付契約、借地・借家契約、債務承認弁済契約、尊厳死宣言など）、株式会社等を設立する際の原始定款の認証、外国に提出する書類の署名認証、文書に対する確定日付印の付与などを行っています。特に、現在の超高齢社会において、高齢者の財産管理、財産承継、介護などに、公正証書の作成が有効な手立てとなり得ることも多く、実際、公正証書遺言や任

意後見契約等の作成件数も年々増加しています。

当役場における知名度アップの取組の環として、当役場の「ホームページの開設」、当役場のホームページと市町、農業協同組合等のホームページとの「リンク設定」や昨年四月から「第三土曜日の相談会の開設」、各種研修会での講演等を行いました。特に、「第三土曜日の相談会」につきましては、市町が発行する市報（町報）に掲載依頼しており、相談者から「市報（町報）を見ました」との声が多くなりつつあり、このような声に手応えを感じていますが、今後も継続的な取組が必要不可欠と考えています。

今後も公証実務上必要な研鑽を重ね、質の高い公証サービスの提供に努めてまいりますので、どうぞよろしく願います。また、当役場では、「かきくけこ」の精神（「か」感謝、「き」気配り、「く」工夫、「け」謙虚、「こ」向上心）を心がけていますので、遠慮なくお越しいただければ幸いです。

寄稿

「かまど神社とだざいふ」

竈門神社 権瀬宮 馬場 宣行

Norinobu Baba



春は桜、秋は紅葉で知られ、宝満山の麓に鎮座する竈門神社。今では「えんむすびの神」として女性を中心日々多くのご参詣を頂いておりますが、太宰府の歴史と非常に関係のある神社であることをご存知ですか？

春は桜、秋は紅葉で煙が立ち上がっているように見えるということからの説があり、多くの方に最も親しまれている「宝満山」の呼び名は、神仏習合によってこの山に鎮まります神が「宝満大菩薩」とされたことから、山伏の活躍と共に「宝満山」の名称が広く浸透して今日に至っています。

この宝満山で神祭が行われた始まりは、天智天皇の御代、今から一三五〇年以上も昔、九州一円を統括する大宰府政庁が現在の都府楼跡の地に遷された時、鬼門に当たる竈門山（宝満山）に、西の大宰府鎮護のための神が祀られ、ある時は大宰府の平安を願って祭祀が行われ、またある時は遣唐使の航海安全や外敵からの守護が祈られていました。

天武天皇二年（六七三）に、心蓮上人がこの山に籠って修行中に玉依姫命（たまよりひめのみこと）が現われ、朝廷によって上宮が建てられたのが竈門神社の創建となります。

その後、疲弊した時代もありましたが、

宝満山と竈門神社は祈りの場として人々の心に浸透し続け、特にご祭神である玉依姫命が女性の神であるということ、またその字の如く、玉（魂）が引き合う、寄せ合うということから、「えんむすびの神」として信仰されはじめ、十六歳になると宝満山に登り、成人の報告をして、男性は金銭に困らないように、女性は良縁に恵まれるようにと、頂上付近の木に縁結びのこよりを結んで願いを捧げ、現在もその信仰が続いています。

このように太宰府鎮護の神として始まり、「えんむすびの神」へと拡がっていき、それを繋いできた形が竈門神社の今になつていきたいと思います。

大宰府の長官であった大伴旅人が鑑した「梅花の宴」にて詠まれた歌の序文から「令和」の元号が生まれ、そのゆかりの地として、太宰府は世界中から注目される場所の一つになりました。これをきっかけに同じ歴史を歩んできた竈門神社も改めて知って頂ければ幸いです。

福岡の人々に親しまれ、九州で最も登山者が多いと言われる宝満山は、古くから「御笠山」「竈門山」とも呼ばれてきました。「御笠山」の呼称が最も古く、二日市方面から望む「笠」の形をした美しい姿から名付けられたようで、また「竈門山」という名の由来は、この山の九合目にある竈門岩によるとい説と、太宰府天満宮方面から見るとこの山がかまどのような形をしていて、常に雲霧が絶えず、それがちょうどかまどで煮炊きをし



BoAR II Keisuke Oba ©

事件報告

新人弁護士奮闘記「勝訴」の旗を掲げて



弁護士

向井 悠人

Yasu Akashi

「原告勝訴！」 その知らせとともに法廷から飛び出し、たくさんの方々の旗を掲げました。

十一月十一日、九州建設アスベスト訴訟の福岡高等裁判所判決が言い渡され、国と建材メーカーが建設作業に従事していた方達に対しアスベストの甚大な被害を与えたことの責任が、正しく裁かれることとなったのです。提訴から八年。長きにわたる闘いが一つ結実しました。

私は、平成二十九年十二月に弁護士となりました。当初から、九州建設アスベスト訴訟弁護団に参加させ

ていただいていますから、弁護士歴もアスベスト弁護団歴もやっと二年が経過しようというところです。そんな若輩者に「勝訴」の旗だしを任せていただき、夢見ていた「弁護士らしい」ことができました。写真が載った翌日の新聞記事は、実家の与論島に送るために十部購入しました。

新人ながらアスベスト弁護団の一員として、勝訴判決を勝ち取るために取り組んでまいりました。その一つとして、国の責任がいつからいつまで認められるべきであるのかという大きな問題について、裁判所を説得する書面を書かせていただきました。原審の判決は、「いつまで」という責任の終期の部分に重大な問題があり、それを是正するための重要な書面でしたので、正直なところ重責から筆が全く進まなくなることもあり

りましたが、それまでのご奮闘の力も大きく、結果、福岡高裁判決では勝つことができました。勝訴判決を泣いて喜んでいて原告の方々の姿を思い出すたびに、アスベスト訴訟弁護団に参加して良かったと心から思っています。

勝訴判決後は、東京の地で、国・建材メーカーらに対して、アスベスト被害者補償基金制度の創設による抜本的な解決を求める要請を行いました。要請行動は、弁護団だけではなく、被害者本人と遺族の方々も参加されました。国・建材メーカーに対して、自身の苦しみや悲しみを訴えかけている姿は、心が突き動かされるとともに、私がそれまでどんなに見識が狭く、世の中の向き合わなければならぬ問題を見ることが出来ていなかったかを考えさせられます。

私は、理不尽な目に遭われている方々の一助になりたいという思いで弁護士となりました。その思いを実現するため、これからもこのちくし法律事務所を奮闘してまいります。



BoAR Keisuke Oba ©

市民の方々に広く憲法問題について情報提供する講座も4回を数えました。お届けする憲法用語の「ついでに立憲主義」があります。政府の統治を憲法に基づき行う原理。なかなかわかりにくいですね。

中村哲さんの計報に接し、「著書を読み直しました。「祖先と先賢たちが、血と汗を流し、幾多の試行錯誤を経て獲得した成果を「古臭い非現実的な精神主義」と嘲笑し、日本の魂を売り渡してはならない」世界の中でも最も人間の危機にさらされた地に生きる人々と共に生き抜くことを徹底して実践した中村さんの哲学。弁護士という道ではありますが、少しでも中村さんに近づきたいと改めて心を引き締められています。



井護士
迫田 登紀子
Tsukagawa Hitomi

県弁護士会の憲法委員会の委員長を務めています。



井護士
浦田 秀徳
Ueda Hidetoshi

ますます回目が終わるところ。1回目、さっぱりなんのことも分からぬ。2回目5%くらい、3回目10%くらい分かったような気がする。とにかく「一文ごと、一行ごと」に語が仕掛けられている。難しすぎて、自分だけで読解をしようとしてもまったく歯が立たない。参考書(つまり、解答例集)3冊を片手に少しずつ読み進める。なるほど、なるほど、そうなのかい。めちゃくちゃスリリング、めちゃくちゃ面白い。主人公はわれわれ読者。さすが20世紀の最高峰。そういう本です。

ジニムズジョイスの「ユリシーズ」を1年がかりで読んでいます。



井護士
井上 茉彩
Inoue Aoi

早いもので、長男が1歳になりました。

「1歳のお祝いに餅踏みをしよう」と言うと、関西出身の夫は「何それ？」と目を丸くしました。調べてみると、餅踏みが九州の行事なんです。小さな足で「餅踏んで、生健康であるように」とお願いしました。

去年は、子どもたちを中心に命の大切さを伝えるシンガーソングライターmonobonさんの講演や、居場所のない子どもたちに温かいホームを提供する土井高徳さんの講演を聴かせていただいたり、いじめや学校事故に関する事件をお引き受けさせていただいたりしました。母となり、子どもに関する諸問題により「層厚い入れが強い」社会にしていきたいですね。



井護士
田中 謙二
Tanaka Kenji

いまさらですけど、ラグビーワールドカップ、よかったですよね。

私も3試合を観戦。外国のサポートとカクタ会話で盛り上がり、ハイタッチで盛り上がり、最後はハグ。自然と垣根がなくなっていく感じは、ラグビーファンの世界スタンダードなのかもしれないが、私には新鮮でした。

私たちの筑紫地域も、ラグビーがとても盛んな土地。特にジュニアチームの充実ぶりは、間違いなく全国トップレベル。輝かしい成績を残しています。だからこそ……。

「戦争をしないためにラグビーをするのだ」元代表監督を務めた名将・大西謙之祐さんの言葉も、地域の子どもたちに染み渡ってほしいな。



井護士
山野 和也
Yamano Kazuya

令和元年11月15日、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律が成立し、同月22日に公布・施行されました。

この補償法は、「読しても自分が補償の対象になるのか判断しにくいものになっています。現在、弁護団が中心となって、日本全国で、この補償法についての電話相談を実施しています。

補償法ができたことにより、これまで家族であることを隠して生きてきた人達が、「自分も家族なんです。」と声をあげることができるよう、尽力したいと思っています。

私事ですが、おかげさまで紙婚式(結婚1周年)を迎えることができました。今後も、自分の家族も大切にしていきたいと思っています。



井護士
森 俊輔
Mori Shunpei

「ナンバーワンにならなくてもいい。オンリーワンのだから」との言は「世を風靡しました。言わんとするところは理解できますが、とはいえず、ナンバーワンを取るくらいは気持ちでやらなければ、成し得ないこともたくさんあります。

今回、所属するつくし青年会議所(J-C)でナンバーワンの褒賞を頂戴しました。頂いてみると、言葉だけではなく真に、自分一人ではなく周囲の人の助けがあつてこに至っているのだなあと感じます。来年もナンバーワン狙いで！

New face staff



事務局 太田 梓

2019年9月から事務職員として入所致しました、
太田梓と申します。

生まれは朝倉市で、宮崎や広島、福賀、神奈川と
様々な地域に住み、営業や事務の仕事で様々な方との
出会いや学びがありました。

法律事務所での勤務は初めてのため、積極的に学び、
今までの経験を生かしつつ、少しでも早く先生方や事務局
の先輩方のサポートができるよう、又果所された方が安心
できる対応が出来るよう精一杯頑張りますので、
今後とも何卒よろしくお願い致します。

New face staff

事務局 東 茜音

2019年8月下旬よりちくし法律事務所の事務局として
お世話になっております、東茜音と申します。

以前は結婚式場で衣裳業内を担当し、
様々な新郎新婦様のドレスやタキシードのコーディネートと
してきました。

全く違う分野の業務内容でご迷惑をおかけする事
あるかと思いますが、積極的に手ぶ姿勢を大切に、

先生方、先輩方の
支えになれるよう
精一杯努力してい
たいと思っております。
どうぞ宜しく
お願い致します。



セミナーのご案内

ちくし法律事務所では、平成23年秋から「セミナー」を定期的で開催しています。
身近で生活に役立つ法律のお話を、ちくし法律事務所の弁護士がわかりやすく解説いたします。
私たちとともに、おとなの手習いはじめてみませんか？

どなたでも参加でき、**受講は無料**です。事前の予約も必要ありません。お気軽にお越し下さい。
2019年度後期の日程や会場は次のとおりの予定となっております。

- | | | |
|------------------------|-----------------|--|
| ①2020年 1月22日(水)19時～ | 筑紫野市・生涯学習センター | 弁護士田中謙二による
「どうする？困ったお客様・クレーマーへの対応」の講座 |
| ②2020年 3月25日(水)19時～ | 大野城市・まどかびあ | 弁護士向井悠人による「交通事故」の講座 |
| ③2020年 5月29日(金)10時00分～ | 太宰府市・いきいき情報センター | 弁護士迫田登紀子による「エンディングノート」の講座 |
| ④2020年 7月16日(木)19時～ | 大野城市・まどかびあ | 弁護士山野和也による「働く人のための法律知識」の講座 |
| ⑤2020年 9月 8日(火)19時～ | 筑紫野市・生涯学習センター | 弁護士森俊輔による
「どうする？お金にまつわる困った問題」の講座 |



ちくし法律事務所
CHIKUSHI LAW OFFICE



T818-0056 福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号
代表TEL 092-925-4119
代表FAX 092-925-4127
URL <http://www.chikushi-lo.jp/>